

各務原市子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業実施要綱

(令和5年12月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市が実施する子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 子育て世帯物価高騰対策応援金(この要綱の規定により市によって贈与される給付金をいう。以下「応援金」という。)が支給される者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和5年12月31日(以下「基準日」という。)において、市内に住所を有する平成17年4月2日から基準日までの間に生まれた児童(以下「対象児童」という。)の父若しくは母又は未成年後見人で、これを監護し、かつ、生計を同じくするもの(以下「保護者」という。)
- (2) 基準日において、保護者のいずれにも監護されず、又はこれらと生計を同じくしていない対象児童(施設入所等児童(児童手当法(昭和46年法律第73号)第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。))を除く。)を監護し、かつ、その生計を維持する者
- (3) 基準日において、施設入所等児童である対象児童が委託されている里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親をいう。)
- (4) 前3号に掲げる者に準ずると市長が認めた者

(支給額)

第3条 応援金の額は、対象児童1人につき1万円とする。

(積極支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市は、支給対象者のうち、市が児童手当の受給記録等に基づき支給対象者であると確認できる者(以下「積極支給対象者」という。)に対し、応援金の支給の申込みを行う。

2 前項の申込みを受けた積極支給対象者は、応援金の受給を拒否したいときは、各務原市子育て世帯物価高騰対策応援金受給拒否届出書(様式第1号)により、市長にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の申込みを受けた積極支給対象者は、応援金の支給を受ける者を変更したいと

きは、各務原市子育て世帯物価高騰対策応援金受給者変更届出書兼申請書(様式第2号)により、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項の申込みを行った日から2週間以内に第2項又は前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、積極支給対象者に対し、応援金を支給するものとする。

(積極支給対象者に対する支給の方法)

第5条 積極支給対象者に対する応援金の支給は、市が把握する令和6年1月分の児童手当の振込口座に振り込む方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、積極支給対象者が前項の口座以外の口座に応援金の振込みを希望するときは、当該口座に振り込むものとする。この場合において、積極支給対象者は、前条第4項の規定による応援金の支給決定の前までに、各務原市子育て世帯物価高騰対策応援金支給口座登録届出書(様式第3号)により、市長にその旨を届け出なければならない。

(要申請支給対象者が行う申請等)

第6条 支給対象者のうち積極支給対象者以外の者(以下「要申請支給対象者」という。)

は、応援金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める日から令和6年2月29日まで(郵送による申請の場合は、当日消印有効とする。)に、次の各号のいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。

(1) 各務原市子育て世帯物価高騰対策応援金受給者変更届兼申請書又は各務原市子育て世帯物価高騰対策応援金申請書(様式第4号)を提出する方法

(2) 市ウェブサイト上の専用入力フォームに必要な事項を入力し、送信する方法

2 市長は、前項の申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請を行う者の本人確認を行うものとする。

(要申請支給対象者に対する支給の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を確認の上、支給を決定し、当該要申請支給対象者に対し、応援金を支給するものとする。

2 要申請支給対象者に対する応援金の支給は、要申請支給対象者が指定した口座に振り込む方法により行う。

(応援金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が第4条第4項の規定による支給決定を行った後、第5条第1項又は第2項の口座に応援金を振り込む手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等の事由により振込みができない場合であって、市が確認等に努めたにもかかわらず、令和6年3月15日までに応援金の振込みができない場合は、当該応援金の支給に係る契約は、解除されるものとする。

2 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第6条第1項に規定する期間内に要申請支給対象者から申請が行われなかった場合は、当該要申請支給対象者が応援金の支給を辞退したものとみなす。

3 市長が第7条第1項の規定による支給決定を行った後、申請の不備等により口座への振込みができない場合で、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請の補正が行われないうちその他要申請支給対象者の責に帰すべき事由により応援金の支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、応援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者及び偽りその他不正の手段により応援金の支給を受けた者に対し、支給した応援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。